

令和9年(2027年)4月からの新ルール運用に関するお知らせ

令和9年(2027年)4月より新ルールによる運用を開始いたします。これに伴い、利用料金および申請方法について、下記のとおりご案内いたします。

■新旧料金適用の基準について

令和8年(2026年)6月30日(火)までにお手続きいただいた申込みについては、旧料金を適用いたします。

- ・一般申込み：令和8年(2026年)6月30日(火)までに申請された利用
- ・優先申込み：令和8年(2026年)6月30日(火)までに申込みされた利用
※「利用許可申請書」の提出が令和8年(2026年)10月31日(土)を過ぎた場合は、新料金が適用されますので、提出期限を厳守いただきますようお願いいたします。

■変更申請の取扱いについて

許可書に記載された内容の変更については、申請時期により以下のとおり取り扱います。

- ・令和8年(2026年)6月30日(火)までに変更申請を行った場合
→ 旧料金を適用します。
- ・令和8年(2026年)7月1日以降に変更申請を行った場合
→ 利用区分の差額および新旧料金の差額をお支払いいただきます。

料金に影響しない変更(催物名、申請者情報、開演・終演時間の変更など)であっても、許可書の再発行が7月以降になる場合は、新料金を適用します。

■附属設備・延長利用料金の取扱いについて

令和9年(2027年)4月以降に施設をご利用いただく場合、利用料金が旧料金・新料金のいずれであっても、附属設備および延長利用については「新料金」を適用いたします。

また、早貸し・延長利用についても、新料金を適用しますので、あらかじめご了承ください。(早貸し・延長利用については、新旧施設利用料金額の差額もお支払いが必要となります。)

■「学生・アマチュア」「学生・アマチュア2部制」の申込について

令和8年(2026年)7月から「学生・アマチュア」「学生・アマチュア2部制」の申込受付を開始いたします。詳しくは、利用のご案内<劇場>、「学生・アマチュア」「学生・アマチュア2部制」をご確認ください。

■問い合わせ先

愛知芸術文化センター 地下2階 アートプラザ内 施設利用受付窓口
TEL：052-971-5516(直通) FAX：052-971-5646